

事業計画書作成にあたっての留意事項

1 対象となる園児及び補助金の加算額

本照会により対象となる園児は、「令和6年5月1日現在」及び「令和6年5月2日以降中途入園した令和6年10月1日現在」において、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に在籍している特別支援の必要性を証する書類（心身障がいの状況を証明する書類）と保護者の同意書を提出した園児です。対象となる園児の範囲は以下のとおりです。（今年度から一部変更となっています）

○対象となる園児

施設種別	園児の範囲	補助要件
① 幼稚園（私学助成園）	在園児	対象園児1人以上就園
② 幼稚園（新制度移行園）	在園児	対象園児1人以上就園
③ 幼稚園型認定こども園（接続型・単独型）	1・2号認定児	対象園児1人以上就園
④ 幼稚園型認定こども園（並列型）	1・2号認定児	対象園児1人以上就園 ※ただし、在籍園児数80人以上かつ2号認定児のみの場合は2人以上就園
⑤ 幼保連携型認定こども園（移行園）	1号認定児	対象園児1人以上就園
⑥ 幼保連携型認定こども園（新設園）※	1号認定児	対象園児1名以上就園 ※ただし、在籍園児数80人以上の場合は2人以上就園

※幼保連携型認定こども園（新設園）とは、平成27年度以降に新しく設置された幼保連携型認定こども園のことです。幼稚園及び幼稚園型認定こども園から、幼保連携型認定こども園に移行した園は、移行した年度に関わらず全て⑤に該当します。

なお、令和6年5月2日以降に満3歳に達した者及び今年度他の幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、本加算の申請を行っている者は対象となりません。

※上記表中で言う在籍園児数は、当該年度の5月1日の園児数に、当該年度の1月における幼稚園児等の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児数を加えた数です。

○加算額

下記単価に対象となる園児数を乗じた額

園児一人当たりの単価：784,000円

2 心身障がいの状況を証明する書類

(1) 「心身障がいの状況を証明する書類」(以下「証明書類」という。)は、必ず保護者を通じて取得してください。(判定書、療育手帳などいずれか1つで可。)また、昨年度に引き続き対象になる園児の場合も、療育手帳等で次の判定年月を経過していないものを除き、今年度改めて証明書類を取得してください。

(2) 医療機関の判定書(又は診断書)が必要な場合は、判定書の様式を作成しておりますので、別紙1「特別支援教育加算について」と併せて対象園児の保護者にお渡しください。ただし、障がいの「種類」及び「程度」が明記されているものであれば、医師の診断書でもかまいません。

なお、障がいの種類・程度が「病弱虚弱」の場合は「症状などの内容や程度」だけでなく、その状態が長期にわたる生活規制を必要とすることが確認できる内容(※)を必ず記入してください。

※「その状態が長期にわたる生活規制を必要とする」とは、継続して医師の診断等が必要なものを指し、突発的な病気等による経過観察は補助の対象となりません。

(3) 市町村等が設置する専門機関の通園(所)証明書には、「通園(所)期間」及び「障がいの種類・程度」を明記してください。(記載の無い証明書は再度発行いただくことになります。)

(4) 証明書類は「身体障害者手帳」及び「療育手帳」を除き、原本を提出してください。やむを得ず写しを提出する場合は、学校法人理事長による原本証明を行ってください。

3 保護者への証明書類の提出依頼について

保護者へ証明書類の提出を依頼する際には、「福岡県私立学校経常費補助金(特別支援教育加算)」の申請のために必要な書類であることについて、十分に説明を行ってください。

※ 補助金等の具体的な内容について、専門機関等に保護者が問い合わせる事態が発生しております。保護者から証明書類等を取得する際は、保護者説明用資料や同意書を配布するのみに留まらず、補助金の趣旨等について保護者の理解が得られるよう、各幼稚園等において十分なお説明をお願いします。

4 経費の充当について

申請後、交付決定しました当該補助金につきましては、施設型給付を受給する場合、重複等により、経費に全額充当ができないことがないようにしてください。

※特に令和3年度から補助単価が増額になっておりますので、経費に全額充当出来るか確認の上、計画書の作成をお願いします。

なお、実績報告の際に充当額、充当経費等を確認するために、導入した設備の領収書や給与明細等の提出の必要がございますので、領収書等の保管をお願いします。

5 その他

事業計画書の様式については、福岡県庁ホームページ「テーマから探す → 教育・文化・スポーツ → 学校教育 → 私立学校 → 私立幼稚園に対する補助金関係書類の一覧」に掲載いたしますので、御活用ください。